航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの結果について

令和８年１月30日
航空局安全部
航空保安対策室

国土交通省では、令和７年12月５日から令和８年１月３日まで、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して３件のご意見が寄せられました。お寄せ頂いたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。（意見募集の内容に関連しないものを除く。）

皆様のご協力に深くお礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

	提出されたご意見の概要	考え方（回答）
1	意見 本改正案は、旅客や手荷物に対する保安検査の主体を明確化し、民間事業者が空港運営に関わる場合の責任分担を整理するものであり、航空の安全確保にとって重要な制度改正であると考えます。基本的に賛同いたしますが、以下の点について改善を提案いたします。 〇保安検査の厳格化と国際的信頼の確保 最近、旅客が銃器や薬物を持ち込む事例が報道されており、オーバーツーリズムや移民受け入れの拡大を考えると、保安検査の厳格化は不可欠です。 観光目的で来日した外国人がスリなどの犯罪を行う事例もあり、これにより善良な観光客が嫌な思いをする可能性があります。観光立国を目指す日本にとって、こうした犯罪の抑止は国際的信頼を守るためにも重要です。 過去に犯罪を犯した者については、入国禁止措置を徹底し、再入国を防ぐ仕組みを強化すべきです。 〇探知犬・検査機器の活用 航空会社や空港管理者は、銃器探知犬・薬物探知犬・検疫探知犬を積極的に活用すべきです。 日本の果物や動植物を持ち帰ろうとする観光客も多いため、農林水産省の検疫探知犬を主要空港だけでなく地方空港にも拡充し、違法持ち込みを防ぐべきです。 機械による検査と探知犬による検査を組み合わせることで、効率性と精度を両立できます。 〇民間事業者の責任分担と透明性 民間事業者が空港運営に関わる場合、保安検査の責任分担を市民に分かりやすく説明すべきです。 中間法人や委託業者の選定においては、天下りや中間搾取の疑念を払拭するため、人材と資金の透明性を徹底すべきです。 委託契約や入札条件を公開し、中小業者も公平に参入できる仕組みを整えることで、国民の信頼を高められます。 〇観光客体験の保護 善良な観光客が犯罪や違法行為に巻き込まれることは、日本の観光イメージを損ないます。 保安検査を厳格化することで、観光客自身が安心して旅行できる環境を整えることが重要です。	各空港で実施される保安検査に責任を有する者については、今般の改正内容を踏まえて、広く周知を図っていきます。 いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

	「安全な観光国」というブランドを確立することは、長期的に日本の観光産業を守ることにつながります。	
2	空港保安検査にはハイジャック検査預入手荷物検査以外にも様々保安検査がある。 『旅客以外への保安検査の実施主体：航空旅客取扱施設の管理者』の理解は地上作業監視業務といった理解か？空港特性により保証料など含めて従前の 1/2 補助は遠く及ばず 1/4 程度の空港も実在する。しっかり精査をして民営化空港の様にかかった費用の半額補助＝半額請求などのシステムを出来るだけ早く構築していただきたい。あるいは SRA 厳格化を基軸とするともはや国内線においての地上作業監視業務は必要か否かの議論も進めていただきたい。制限区域内における重複監視ともとれる内容から上流監視を適切かつ厳格に実施すれば不要ではないか？ その上で尚、必要であれば空港全体、スポット間の CCTV カメラ AI 判定、サーバー経由保管により情報のカメラ間移送などを含めて空港内監視に関しても DX 化を推進していただきたい。	ご指摘の概要の『旅客以外への保安検査の実施主体:航空旅客取扱施設の管理者』の記載につきましては、現在の規則第 235 条の４の９において、危険物等所持制限区域に立ち入る空港従業員、航空機に搭乗する乗務員、整備士といった空港関係者等に対して実施する保安検査については空港ビル会社等の航空旅客取扱施設の管理者を検査の実施主体として規定しているという趣旨となります。今般、旅客、旅客以外に関わらず、国土交通大臣が指定した場所については、保安検査の実施主体を空港等の設置者とする規定を加える改正を行います。 また、いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

以上